

研究

フランスの交通警察 (二)



武若時一郎

第二款 車 輜

第二項 特別規定

第三 一般運送車輛

三六 一般運送事業 *services publics de transport en commun* の用に供する車輛の中、乗合馬車の如き繫駕車輛 *véhicules attelés* は、運轉者がその座席より容易に操作す

ることの出来る制動機一個以上を備へなければならぬ。尙ほ後輪の一個以上を停止状態に保持することを得る他の装

置を一個以上備へることを要する。但し交通事故の少ない路線を通行するものに付いては、知事は後者の装置の備付義務を免除することが出来る。乗合自動車如き、一般運送事業の用に供する自動車輜の制動機關は、自動車輜に關する特別規定(前出二四参照)の定むる所に準據しなければならぬ(第三五條)。

三七 一般運送事業の用に供する車輛の内部の構造は、旅客の安全 *sécurité* 及び安易 *commodité* を確保するものでなければならぬ(註)。車輛の外部には、路線の表示を最

も見易い様に掲示しなければならない(第三六條)。

夜間の點燈に付いては、繫轡車輛に在つては第四條(前出二〇參照)、自動車輛に在つては第二四條(前出二六參照)に定められた條件に従ふことを要する(第三七條)。

註 フランスに於ては座席數を以つて乗客の定員とする。定員超過の乗車に付いては運轉者が刑事上及び民事上の責任を負擔せしめられる。旅客の懇望に依る場合と雖も同様であつてこの場合には民事責任を軽減されるに過ぎない(一八五一年三月二一日リオム裁判所)。

三八 一般運送事業(註)を行ふには、事業者 *entrepreneurs* よりその主たる營業所、車輛數、座席數、目的地、發着日時を知事に届出ることを必要とする。届出事項に變動のあつた場合には、その都度改めて届出なければならぬ(第三四條)。

事業者より届出のあつた場合には、知事は直ちに車輛検査 *visite des véhicules* を命じる。車輛検査は事故を生ぜしむる虞ある製造上の缺陷無きや否や、また旅客運送の安

易及安全を確保するに必要な條件を具備するや否やを検證することを目的とするものである。車輛検査には警察官の立會、警察官の居ない場合には市町村長又はその代理者の立會を要する。事業者は行政廳の選任した鑑定人と立會はしめるために、自分の側からも鑑定人一人を選出することが出来る。鑑定人の意見が一致しない場合には、双方の意見を審査して知事が決定することになつてゐる。車輛検査は主たる營業所の一に於てこれを行ふ。検査に要する費用は事業者が負擔する(第三八條)。

車輛検査の後、知事は許可書を交付する。許可書交付前は、車輛を運行する譯にゆかない。自動車輛の運行に付いては、車輛検査の外に、所有者の氏名及び住所を記載したる届書に第二六條の自動車輛検査調書(前出二五參照)の謄本を添へて、知事に差出さなければならぬ(第三九條第一項)。

知事は必要と認むるときは何時でも改めて車輛検査を行ふことが出来る(第二八條第二項)。車輛が所定の條件を具備

せざるに至りたることを確認したときは、知事は通行許可撤回を言渡すことが出来る(第三九條第三項)。

駐車地點は知事の命令に依つて定められる(第三九條第四項)。

罰則に付いては、後出七五及び七七參照。

註 知事はその警察権に基いて、辻馬車 *voitures de place* の所有者の如き、茲に所謂「一般運送事業」を行ふものに非ざる事業者に對して同一の義務を課することが出来る(第六二條)

三九 事業者が驛 *relais* を設置したときは、その場所及び驛長 *relais* の氏名を關係地の知事に届出でなければならぬ。驛長を變更した場合には、改めて届出をなすことを要する(第四三條)。

驛長又は驛員 *propose* は車輛の發着毎に立會ひ、自ら責任を以つて、運轉者が酒氣を帯びてゐないことを確めなければならぬ。驛の管理に付いては、地元の市町村長が監督することになつてゐる(第四四條)。

四〇 一般運送事業の用に供する車輛を運轉するには、市町村長の交付する生活素行證明書 *certificat de bonne vie et moeurs* を携帯することを要する。尚ほ自動車輛に在つては、運轉免許證(前出三〇參照)を携帯しなければならぬ(第四一條第一項)。繫駕車輛の馭者は年齢十六年以上、自動車の運轉手は年齢二十年以上たることを必要とする(第四一條第二項)。

駐車中は、車掌 *receveur* 及び馭者又は運轉手は、視獸を車輛に繫駕した儘、又は發動機を運轉した儘、同時に車輛より立去ることを得ない(第四一條第三項)。發車の合圖をなす前に車掌、車掌なきときは馭者又は運轉手、は旅客の安全を確保するための装置が整備してゐるか否かを確めなければならぬ(第四一條第四項)。

罰則に付いては、後出八二參照。

四一 一般運送事業の用に供する車輛は、外部の見易い箇所に、車輛鑑札(註)の外に、事業者の氏名及び住所を標示しなければならぬ。車輛の内部には、座席の數、賃金及

び關係法規の披萃を掲示して置くことを必要とする。賃金は事業者が豫めその各種事務所及び車輛内部に八日間以上賃金改正案を掲示した後でなければ、これを變更することは出来ない(第四〇條)。

註 茲に謂ふ所の鑑札 *esemplille* とは、一八一七年三月二五日法第一一七條(後出附錄第三九條參照)に依つて定められた乗合船車 *voitures publiques* に關するものをいふ。乗合船車は稅務官廳の交付する鑑札を貼附しなければこれを運行することをを得ない。一九二二年令に定むる一般交通事業の用に供する車輛に付いては、各縣の間接稅務局長が知事の交付した通行許可書を審査した上で鑑札を交付することになつてゐる(一九二二年令第三九條第二項)。鑑札料は一枚に付きニフランと定められ、事業者がこれを納付することになつてゐる(一八一七年三月二五日法第一一七條)。

四二 事業者は各發着事務所及び各驛の見易き箇所に、所定の法規披萃を掲示して置かなければならない(第四七條第一項)。また旅客が運轉手、馭者又は車掌に對する不平を記入する申告簿 *reclamations* を備付けなければならぬ。

申告簿は市町村長がこれに番號及び花押を付することを要する。旅客より請求があれば、事務所長又は驛長は、申告簿を旅客に呈示しなければならない(第四五條)。

罰則に付いては、後出第八三參照。

四三 國際的一般運送事業を行ふ車輛は、フランス領土の通過については、一九二二年令の定むる所に従はなければならぬ。但し關係政府間の協定に依つて、特別の規定を設けることが出来る。

自動車の通行に關しては、一九〇九年一月一日パリに於て、フランス、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、ブルガリヤ、スペイン、イギリス、ギリシヤ、イタリヤ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、ルーマニヤ、ロシヤ及びセルビヤの十六ヶ國の間で調印された國際條約があり、一九一〇年三月二六日令に依つて公布されてゐる(註)。

註 一九一〇年三月二六日令は一五ヶ條より成り、公道の通行を認めらるるため自動車の具備すべき條件に關する規定、

自動車の運轉者の具備すべき條件に關する規定、國際交通證明書 *certificat international de route* の交付及び認定に關する規定、自動車の登録番號に關する規定、警音器に關する規定、自動自轉車に關する規定、車輛の行進及び追越に關する規定、道路警戒標の設置に關する規定及び雜則を定めてゐる。

第三款 自 轉 車

第一項 自動自轉車

四四 發動機附自轉車 *cycles prévus d'un moteur mécanique* 即ち所謂自動自轉車 *motorcycles* は、自動車輛の特別規定に關する一九三二年令第三章の定むる所(前出二四乃至三二及び三四参照)に依ることになつてゐる(第四八條第一項)。

補助發動機附自轉車 *bicyclettes à moteur auxiliaire* にして次の製造條件を有するものは、自動車輛に關する特別規定の中、第二二條乃至第二三條(發動機關、操縱操向機關、制動機關に關する規定、前出二四参照)、第二五條(音響信號に關

する規定、前出二七参照)、第二六條(車輛検査に關する規定、前出二九参照)、第三一條(速度に關する規定、前出三二参照)及び第三三條(自動車競争に關する規定、前出三四参照)、並に普通自轉車に關する規定の中、第四九條(點燈に關する規定、後出四四参照)、第五一條(表示板に關する規定、後出四五参照)及び第五二條第二項(集團の禁止に關する規定、後出四六参照)の定むる所に依ることになつてゐる。(1)重量(發動機を含む)三〇キログラム以下なること、(2)水平面に於て最高速度毎時三〇キロメートル未滿なること、(3)踏子に依り足を以つて運轉し得るものなること。

補助發動機附自轉車に付いては、所有者の氏名及び住所を記載した表示板(後出四五参照)の外に、發動機製造者の氏名、車輛型式の表示、製造番號、及びB・M・Aなる記號(補助發動機附自轉車の略字)を明記し、製造者これに極印を押捺して證明した金屬製表示板を發動機に定着することとを要する(第四八條)。

罰則に付いては、後出八四参照。

第二項 普通自轉車

四五 無發動機自轉車 *cycles sans moteur mécanique* 卽

ち普通自轉車は、日没後、前面に白燈一個、後面に赤燈一個を備へなければならぬ(註一)。然し當分の間、後面には赤燈の代はりに、赤色又は橙色の反射器 *passillo* を使用することが出来る(第四九條)。また自轉車は、五〇メートル以上の距離に達する音響を發する銃調の呼鈴 *sonnabe* 又は鈴 *crochet* より成る警音器を備ふることを要する(註二)。その他の音響信號は、一切その使用を禁止せられてゐる(第五〇條)。

罰則に付いては、後出八四參照。

註一 自轉車使用者が夜間、前方に存する人を相當の範圍迄認め得る燈火を取付くことなく、自轉車の前方の路面のみを照らす提灯を提げて道路を通行する場合に於ては、通行人に生ぜしめたる事故に付いてはその責を負担すべきものとす

(一九〇八年三月二五日ヌーフィヤテル・アン・プレー民事裁判所)。

註二 鈴を車輛に附着せしめざる限り、自轉車は警報用の鈴を備へずして通行するを得ざる旨の規定に適合せりといふべからず。自轉車を乗用する者がこれを手に提ぐるが如きは

該規定に違反するものとす(一八九六年三月一三日破毀院刑事部)。

四六 總て自轉車は、所有者の氏名及び住所、所有者が自轉車賃貸業者なるときは右の外、番號を記載した表示板を掲げなければならぬ(第五一條)。

罰則に付いては、後出八四參照。

四七 自轉車は、市街地内並に公道の交叉點、十字街及び曲角に於ては、徐行することを要する(第五二條第一項)。

街路に於ては、通行を妨害する虞ある集團を成すことを得ない(第二項)。

各種車輛、自轉車又は動物と行違ふ場合には右方に寄りまたこれ等を追越す場合には左方に寄らねばならぬ。尙ほ追越す場合には、警音器を以つて運轉者、引卒者又は騎乗者に合圖しなければならぬ(第五三條)。

罰則に付いては、後出八四參照。

四八 子供の木馬自轉車 *cheval mécanique* 又は不具者の使用する小車 *voiturette de nuitie* の如き、機械を手で運

轉する自轉車(註)に限り、歩道を通行することが出来る。尙ほ鋪裝又は改造された道路の沿道に於ては、普通自轉車は市街地外に限り、歩行者の用に併する歩道又は側道を通行しても差支ない。尤もこの場合に、歩行者に行逢つたときは徐行し、住宅の前を通るときはその速度を低減しなければならぬ(第五四條)。

罰則に付いては、後出八四参照。

註 機械を手で廻轉して進行するこの種の自轉車は、これを *veloimane* と稱して、足で廻轉する普通の自轉車 *veloipède* と區別する。*cyclo* はこれ等兩種の自轉車を總括した用語である。

第四款 歩行者

四九 各種車輛の運轉者は、歩行者 *piétons* に接近した場合には、これに合圖しなければならぬ。合圖を受けた歩行者は車輛、自轉車、挽獸、駄獸又は乗獸を通すために、避讓することを要する(第五五條)

第五款 動物

五〇 動物の道路通行に關しては、挽獸、駄獸の如き引卒者の存するもの、及び騎乗者を有する乗獸と、羊群その他の群を成して通行する動物と、それ以外の動物とを區別しなければならぬ。

第一項 挽獸、駄獸及び騎乗動物

五一 挽獸 *bêtes de trait*、駄獸 *bêtes de charge* 及び家畜 *bessiaux* が道路を通行する場合には、これに引卒者 *conducteurs* を附けなければならぬ。引卒者は常にその挽獸、駄獸又は家畜を、騎乗者 *cavaliers* はその乗獸 *bêtes de selle* を誘導する状態及び位置に在ることを要する。他の車輛運轉者、動物引卒者、騎乗者又は歩行者に接近したときは合圖しなければならぬ。引卒者又は騎乗者は、車道の中央又は右側を使用することが出来る。但し追越の場合又は轉向上必要ある場合の外、左側を通行することを得ない(第七條)。

罰則に付いては、後出八六参照。

五二 挽獸、駄獸その他の動物の引卒者又は乗獸の騎乗者は、市街地を通過するとき、道路が完全に自由ならざる
とき、又は見透が充分利かさるときは、常に徐行しなければならぬ(第八條)。

引卒者又は騎乗者が、各種車輛の運轉者又は各種動物の引卒者若くは騎乗者と行違ふ場合、又はこれに追越させる場合は右方に寄り、これを追越す場合は左方に寄らねばならぬ。運轉者、引卒者又は騎乗者を有する車輛又は動物に接近したときは、右方に避讓しなければならぬ。行違又は追越の場合は左方を可及的廣く、車輛又は獸群に對するときは車道の二分の一以上を、また歩行者、自轉車又は單獨の動物に對するときは二メートル以上を開かなければならない(第九條)。

引卒者又は騎乗者が道路の分岐點又は交叉點に到つたときは、その接近を豫告し又は道路の前方に障礙物のないことを確めた後、徐行しつつその右方に寄らなければなら

ぬ。道路の分岐點又は交叉點に於ける進路優先權は、その右方に存する道路より來る運轉者、引卒者又は騎乗者に存する。但し市街地の外では、國道を通行する車輛が進路優先權を有する(第一〇條)。

罰則に付いては、後出八六参照。

五三 特定の通行のため、特に道路の一部に歩道、乗馬道等を設けてゐる場合には、他の通行者はこれを通行し又はここに駐留することを得ない(第十二條)。

罰則に付いては、後出八七参照。

第二項 獸 群

五四 道路を通行する各種動物の集團又は獸群 *troupeau* (註) には引卒者を附けなければならない(第七條)。

獸群は一般通行を阻害せず且つ行違及び追越に支障の無い様に引卒することを要する。獸群は車道に駐まることを得ない。

知事は毎年、一般通行に對する妨害を可及的少からしめるため、放牧獸群の通過すべき路線、その他遵守すべき特

別の條件を定めることになつてゐる(第五六條)。

罰則に付いては、後出八八參照。

註 *troupeau* は牧獸、家畜、特に羊の群を意味する。一九世紀の寫實派作家アルフォンス・ドーデ *Alphonse Daudet* (一八四〇——一八九七) はその出世作「風車」より *Le tour de moulin* に於て、南佛プロヴァンスの風景を次の様に描いてゐる。

「プロヴァンスでは、暑くなつて來ると、家畜をアルプスへやる慣例になつてゐます。家畜も人も、美しい星の下で、草に埋つて寝ながら、そこで五六ヶ月を過ごす。そして秋風の立つ頃に、家の方へ降りて來て、迷迭香イシヤシカウの芳しい小さな灰色の丘で、長閑に草を食べてゐるのが再び見受けられる……ところで昨晩、羊群が歸つて來たのです。朝から表門の扉を左右に押開いて待受けてゐた。小屋には新しい藁が一杯はいつてゐた。時折(今時分はエギエールまで來てゐるだらう、もうパラドゥード)と話し合つてゐた。それから、突然、夕方に(やつて來たッ)といふ大きな聲。おゝ、遠くの方に、羊の群が後光の様な砂埃の中を前進してゐるのが見える。まるで道そのものが一所に行進して來る様だ。……年をとつた牡羊が、角を突き出して、荒々しげに、先登に立つてゐる。その

後には羊の本隊、母羊は少し疲れてゐる。子羊がその肢の中に這入つて歩いてゐる——赤い總をつけた驢馬が生れたばかりの羊の子を入れた籠を脊負つて歩きながら搖つてゐる。次いで舌を地面まで垂れた、汗みどろの犬と、法衣の様に踵まで垂下つた赤っぽいセルのマントを着た大きな羊飼の男が二人。これ等が皆嬉しきうに私達の前を通つて、門へなだれ込んでゆく、俄雨の様な騒しい足音を立てながら……」

この壯觀な羊群の行進が、他面に於て如何に他の道路使用者の障害となるかも、たやすく想像される。道路規程が羊群のために特に取締規定を設けてゐる理由も容易に了解することが出来るであらう。

第三項 その他

五五 種類の如何に拘らず、動物を公道に彷徨せしめることを得ない(註)。挽獸、駄獸又は乗獸を道路に放置することも禁止されてゐる。害獸 *animaux malfaisants* 又は猛獸 *animaux féroces* を公道に彷徨せしめた場合には、刑法の各本條(後出八九參照)の定むる所に依つて處罰される(第五七條)。

註 畜犬が車輛に依りて轢殺せられたるときは、車故の責任は

畜犬所有者に屬し、自動車運轉者に屬せざるものとす（一九〇五年六月九日ナンシー民事裁判所。同一趣旨、一九二三年一月五日ニース民事裁判所）。尙ほ、自動車運轉者が畜犬を鞭きて而も停車せざるときは、逃走罪を犯したるものとす。

但し、畜犬の鞭殺自體は原則として刑法上の犯罪を構成することなし（一九〇八年一月二〇日ドウニー裁判所）。

五六 原則として、公道に於て動物を牧養することを禁止せられてゐる。但し里道又は普通市町村道にして、一般通行に關係を有せざるものに付いては、縣令を以つて、牧畜を認めることが出来る（註）。この場合に於ても、動物は必ず繋置することを要する（第五八條）。

罰則に付いては、**出後九〇**参照。

註 公道に於ける牧養の實行に付いては、行政廳は使用料を徴收することが出来る（一九一四年三月一六日國務參事院）。道路本來の目的以外の専用に屬するからである。

第六款 罰 則

五七 一九二二年十二月三十一日令は、罰則に付いては、

それ自體に何等の規定を設けてゐない。本令が主として、一八五一年五月三〇日の道路運輸及運送事業の取締に關する法律、就中第二條（註）に基いて制定せられたものであることは、その前文 Preamble にも述べられてゐるが、本令の規定の中には、右の外、舊來の現行法規の中から再録せられたものも若干存する。従つて本令の規定に對する違犯に付いては、或は一八五一年五月三〇日法の罰則に依り或は刑法の規定に依り或はまたこれ等以外の法令の定むる所に依つて處罰されることになる。殊に注目すべきは、一八五一年法は、元來、國道、縣道及び大交通市町村道に於ける道路交通の取締を目的とした法規であるから、同法に定むる罰則は單に國縣道又は大交通市町村道に於て行はれた犯罪に適用されるに止まり、これ等以外の道路、即ち共通市町村道、普通市町村道、里道、街路等に於て、假令同一内容の犯罪が行はれたときと雖も、この場合にはもはや一八五一年法の罰則の適用がなく、刑法の各本條に依つて制裁を加へられる點である。

註

一八五一年法第二條要旨——(イ)各種車輛の(イ)車轂の形狀、車軸の長さ及び車轂よりの突出部の最大限度(ロ)輪帯の形狀(ハ)輪帯釘の形狀(ニ)表示板の寸法及び貼附箇所(ホ)駕駛の頭数の最大限度(ヘ)雪解時期の措置及び釣橋の通行(人)の運送の用に供する車輛の(イ)積荷の幅(ロ)牽綱結着部の突出(ハ)制動方法(ニ)縦列を成し得る車輛の臺數、縦列間の間隔及び各縦列に要する運轉者の人數(ホ)駐車その他、他の車輛の避讓又は追越に關する規程(3)運送車輛の(イ)堅牢度及び安定度(ロ)積載、運轉及び制動の方法(ロ)乗客の人數(ハ)驛の取締(ニ)他の車輛の避讓又は追越その他に付き運轉者のなすべき措置は、行政規則に依つてこれを定める。

第一項 各種車輛

五八 輪帯及び輪帯釘の形狀に關する規定(第二條、前出九參照)、並に車輛の幅員に關する規定(第三條、前出八參照)に對する違犯は、國縣道又は大交通市町村道に付いては五フラン以上三〇フラン以下の罰金、annexe(一八五一年法第四條)。その他の場合即ち共通市町村道、普通市町村道、里道、街路及び廣場、並に一般通行の用に供する私道に付

しては一フラン以上五フラン以下の罰金、累犯は三日以下の拘留 imprisonment を併科される(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)。刑事責任者は原則として、車輛の所有者である。

輪帯の路面上の壓力及び輪帯の性質に關する規定(第二條、前出七及び九參照)に對する違犯は、何れの場合に於ても、即ち國縣道又は大交通市町村道たる、共通市町村道、普通市町村道、里道、街路、廣場又は一般通行の用に供する私道たるを問はず、一フラン乃至五フランの罰金、累犯は三日以下の拘留を併科される(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)。

五九 點燈に關する規定(第四條、前出一〇參照)に對する違犯の中、通行中又は駐車中の車輛の點燈の缺如は、左表に從つて處罰される。刑事責任者は運轉者である。所有者が調書作成の際に車輛に現在する場合と雖も同様である(註一)。

(一)國縣道又は大交通市町村道に於ける違犯

(1) 人の運送の用に供せざる車輛 六フラン乃至一〇フランの罰金及び一日乃至三日の拘留。累犯の場合は罰金の多額を一五フラン、拘留の長期を五日とす(一八五一年法第五條)。

(2) 運輸車輛 *voitures de messageries* (註二) 一六フラン乃至二〇〇フランの罰金及び六日乃至一〇日の拘留(一八五一年法第六條)。

(一) *その他の場合に於ける違犯*

(1) 公共車輛 *voitures publiques* (註三) 六フラン乃至一〇フランの罰金(刑法第四七五條第四號、一八三二年四月二八日法)、犯罪の情狀に因つては三日以下の拘留を併科することを得(刑法第四七六條)。累犯の場合は五日以下の拘留を併科す(刑法第四七八條)。

(2) その他の車輛 一フラン乃至五フランの罰金(刑法第四七一條)。累犯の場合は三日以下の拘留を併科す(刑法第四七四條)。

註一 夜間通行する車輛の點燈の缺如に因る犯罪は、車夫 *voiturier* を以つて責任者とす。従つて所有者が犯罪の當時車輛に現在したる場合と雖も、車夫を起訴するは違法に非らず(一八六二年二月一五日破毀院刑事部)。

註二 一八五一年五月三〇日法に所謂 *voitures de messageries*

は頗る制限的な意味を有してゐる。一八七七年三月二〇日内務省通牒に依れば、臨時又は任意に發車する車輛、當時特定の地點より他の地點へ運行するも、同一都市の境界より外に出でず、又はその境界より半徑一五キロメートルの區域より外に出でざる車輛は、*voitures de messageries* と認めないことになつてゐる。従つて實際に於ては、専ら各都市間に於て定期的な一般運送事業を行ふものがこの種の車輛に該當する譯であつて、一九二二年令第四章の「一般運送事業の用に供する車輛 *véhicules affectés aux services publics de transports en commun*」の範疇に屬することとなるのである(註四)。

註三 刑法第四七五條第四號に所謂 *voitures publiques* は *voitures de messagerie* よりも著しく一般的な意味を有する。公衆のために運送を行ふ一切の車輛を指稱するものであつて機械力に依つて牽引されると、畜力乃至人力(人力車の如く)に依つて牽引されるとに拘らず、また無償たるものと有償たるを問はないのである。但し貨物の一般運送のために使用される車輛は、一八三二年四月二八日法の解釋上、*voitures publiques* の範疇に屬せないのである(註四)。

註四 本稿に於ては、説明を簡單にするために *voitures* を「車

輛」と譯して、特に vehicles と區別してゐないが、實は véhicules は所謂「車輛」、即ち車輪を有する陸上運送具のことであるが、これに反して voitures は必ずしも車輪を有する陸上運送具のみに限らない。舟艇の如き水上を通行する運送具も、齊しく voitures の範疇に屬する。従つて正しく譯せば「船車」でなければならぬ譯である。然し本稿の目的たる一九二二年令は所謂「道路」のみを對象としてゐるから、これを使用するに運送具に付いてもその用語を道路運輸を目的としたものに限定する方が、觀念上の混同を避けるために有益であると信じ、敢へて狹義に「車輛」と譯しておいた。

六〇 所有者の氏名及び住所を記載した金屬製表示板に關する規定(第五條、前出「一参照」)の違犯の場合は、國道、縣道、市町村道その他公道に付いては、所有者は六フラン乃至一五フランの罰金、運轉者は一フラン乃至五フランの罰金に處せられる(一八五一年法第七條)。虚偽又は架空の氏名又は住所を記載した表示板を使用した車輛の所有者又は運轉者は、五〇フラン乃至二〇〇フランの罰金及び六日乃

至六月の拘留に處せられる。表示板の脱落した車輛を運轉する者が、自己又は所有者の氏名又は住所に付き虚偽の中告をなしたるとき亦同じ(同法第八條)。

六一 積荷の幅にする規定(第六條、前出「二参照」)の違犯に付いては、左の區分に從つて運轉者を處罰する。

(一) 國、縣道又は大交通市町村道に於ける違犯
 (1) 人の運送の用に供せざる車輛 五フラン乃至三〇フランの罰金(一八五一年法第四條)。

(2) 運輸車輛 一六フラン乃至二〇〇フランの罰金及び六日乃至一〇日の拘留(一八五一年法第六條)。

(二) その他の場合に於ける違犯 六フラン乃至一〇フランの罰金、犯罪の情狀に因つては三日以下の拘留を併科することを得。累犯の場合は五日以下の拘留を併科す(刑法第四七五條第四號、第四七六條、第四七八條)。

知事又は市町村長が積荷の高さ又は長さについて制限を加へた場合に、この命令に違犯したときは、六フラン乃至一〇フランの罰金、情狀に因り三日以下の拘留を併科し、累犯は五日以下の拘留を併科する(刑法第四七五條第四號、

第四七六條、第四七八條)。

六二 車輛の運轉に關する規定(第七條、前出一三參照)に對する違犯は、左の區分に從つて、運轉者を罰する。

(一)國、縣、道又は大交通市町村道に於ける違犯

1 人の運送の用に供せざる車輛 六フラン乃至一〇フランの罰金及び一日以上三日以下の拘留。累犯の場合は罰金の多額を一五フラン、拘留の長期を五日とす(一八五一年法第五條)。

2 運輸車輛 一六フラン乃至二〇フランの罰金及び六日以上一〇日以下の拘留(一八五一年法第六條)。

(二)その他の場合に於ける違犯 六フラン乃至一〇フランの罰金、犯罪の情狀に因つては三日以下の拘留を併科することを得、累犯の場合は五日以下の拘留を併科す(刑法第四七五條第三號、第四號、第四七六條、第四七八條)。

乘獸の騎乗者若くは家畜の引牽者に對して行はれた犯罪、又は運轉者、引牽者若くは騎乗者が他の運轉者、引牽者、騎乗者若くは歩行者にその接近を豫告しなかつた事實に基く犯罪は、一フラン以上五フラン以下の罰金、累犯の場合

合は三日以下の拘留を併科するに止まる(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)。

六三 種類の何たるを問はず、車輛の運轉者が、その車輛が事故を生ぜしめたることを知り乍ら而も停車せず、以つて自己が負ふことあるべき刑事上又は民事上の責任を免れんと企てたる場合に於ては、六日以上二月以下の拘留及び一六フラン以上五〇〇フラン以下の罰金を併科される。

但しこれが他の重罪又は輕罪に併合される場合には、その重罪又は輕罪に對する刑に從つて處斷される。これを逃走罪 *délit de fuite* とす。尚ほ刑法第三一九條(過失殺人)及び第三二〇條(過失傷害)の規定を適用する必要がある場合は、各本條に定むる刑をその二倍以下とすることが出来る。尚ほ逃走罪に付いても、刑法第四六三條(酌量減輕)の規定を適用することが出来る(一九〇八年七月一七日法)。

六四 車輛の速度に關する規定(第八條、前出一四參照)、行違及び追越に關する規定(第九條、前出一五參照)及び道路の分岐點及び交叉點の通行に關する規定(第一〇條、前出一

五参照)に對する違犯は前出五九の表に依つて處罰される。

六五 正當の事由に因らざる駐車(第一一條、前出一六參照)に對する罰則は、左表の如くである。刑事責任者は運轉者とす。

(一)國縣道又は大交通市町村道に於ける違犯

(1)人の運送の用に供せざる車輛 六フラン乃至一〇フランの罰金及び三日以下の拘留、累犯は罰金一五フラン、拘留五日以下(一八五一年法第五條)

(2)運輸車輛 一六フラン乃至二〇フランの罰金及び六日乃至一〇日の拘留(同法第六條)。

(3)その他の車輛 舊パリ財務局管轄區域 *ancienne générale de Paris* 内の國縣道に於て違犯した場合は一〇〇リーヴル(一六フランに減額)の罰金(一七三一年八月四日條令及び一八四二年三月二三日法)。舊パリ財務局管轄區域外の國縣道に於ては五〇〇リーヴル(二五フランに減額)の罰金(同上)。

(二)その他の場合に於ける違犯

(1)正當の事由無くして駐車し、通行の自由又は安全を阻害し又は輕減して、公道を妨害したる場合 一フラン以上五フ

ラン以下の罰金。累犯は三日以下の拘留併科(刑法第四七一條第四號、第四七四條)。

(2)その他正當の事由無くして、一九二二年令の禁止規定に違背して駐車したる場合 同上(一八七五年二月二五日法、刑法第四七一條第一五號及び第四七四條)。

事故に因つて動かなくなつた車輛の點燈を怠つた場合は左の區別に従つて運轉者を罰する。

(一)國縣道又は大交通市町村道に於ける違犯

(1)人の運送の用に供せざる車輛(一八五一年法第五條、前表參照)

(2)運輸車輛(一八五一年法第六條、前表參照)

(二)その他の場合に於ける違犯

(1)市街地内 一フラン乃至五フランの罰金、累犯は三日以下の拘留併科(刑法第四七一條第四號、第四七四條)

(2)市街地外 同上(一八七一年二月二五日法第三條、刑法第四七一條第一五號、第四七四條)

車輛の放置に對する罰則は、前出六一の表に依る。一九二二年令第一一條のその他の違犯は、前出五六の表に依つて處罰される。

六六 歩道その他特殊道路の通行又は駐車に關する禁止

規定(第一二條、前出一七參照)の違反は、違法の駐車と同一の條件に依つて處罰される(前出六二參照)。

六七 縦列に關する規定(第一三條、前出一八參照)に違反

した場合は前出五九の表に依つて運轉者を罰する。特別運送に關して、運轉者の遵守すべき條件を定めたる知事の命令(第一四條、前出一九參照)に違反した場合も同様である。

六八 雪解柵に關する規定(第一五條、前出一九)又は橋梁

の通過に關して知事の定めたる制限(第一六條、前出二〇參照)に違反した場合は、(1)國縣道又は大交通市町村道に於ては五フラン以上三〇フラン以下の罰金(一八五一年法第四條)、(2)その他の場合に於ては一フラン以上五フラン以下の罰金に處せられ、累犯は三日以下の拘留を併科される(刑法第四七一條、第一五號、第四七四條)。これ等の場合に於て刑事責任を負ふべき者は運轉者であつて、假令所有者の指圖に從つた場合と雖も、責任を免れることを得ない。

第二項 駕 獸 車 輛

六九 駕獸車輛の制動機備付義務に關する規定(第一七條前出二三參照)の違反は、左の區分に從つて所有者を處罰する。

(一)國縣道又は大交通市町村道に於ける違反

(1)人の運送の用に供せざる車輛 五フラン乃至三〇フランの罰金(一八五一年法第四條)。

(2)運輸車輛 一六フラン乃至二〇〇フランの罰金及び六日乃至一〇日の拘留(同法第六條)

(二)その他の場合

(1)公共車輛 六フラン乃至一〇フランの罰金、情狀に因り三

日以下の拘留を併科、累犯の場合は五日以下の拘留併科

(刑法第四七五條第四號、第四七六條、第四七八條、一八三二年四月二八日法)。

(2)その他の車輛 一フラン乃至五フランの罰金、累犯は三日以下の拘留併科(刑法第四七一條第一五號及び第四七四條)。

七〇 駕獸の頭數の制限に關する規定(第一八條、前出二四參照)の違反は、(1)國縣道又は大交通市町村道に付いて

は五フラン乃至三〇フランの罰金(一八五一年法第四條)、(2)その他の場合は一フラン乃至五フランの罰金、累犯は三日以下の拘留併科(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)を以つて、所有者を罰する。

第三項 自動車輻

七一 自動車輻に關する特別規定(第二一條乃至第三三條前出三五乃至三五參照)の違犯に對する罰則を分別すると、次の二表に歸し、その何れかに依つて運轉者が處罰されることになつてゐる。

第一表

(一)國、縣道又は大交通市町村道に於ける違犯

(1)人の運送の用に供せざる車輛 六フラン乃至一〇フランの罰金及び一日乃至三日の拘留、累犯は罰金を一五フラン以下、拘留を五日以下とすることを得(一八五一年法第五條)。

(2)運輸車輛 一六フラン乃至二〇〇フランの罰金及び六日乃至一〇日の拘留(一八五一年法第六條)。

(二)その他の場合に於ける違反

(1)公共車輛 六フラン乃至一〇フランの罰金、情狀に因り三日以下の拘留を併科することを得。累犯は五日以下の拘留を併科す(刑法第四七五條第四號、第四七六條及び第四七八條)。

(2)その他の車輛 一フラン乃至五フランの罰金、累犯は三日以下の拘留を併科す(刑法第四七一條第一五號及び第四七四條)。

第二表

(一)公共車輛 六フラン乃至一〇フランの罰金、情狀に因り三日以下の拘留を併科することを得。累犯は五日以下の拘留を併科す(刑法第四七五條第四號、第四七六條及び第四七八條)。

(二)その他の車輛 一フラン乃至五フランの罰金、累犯は三月以下の罰金を併科す(刑法第四七一條第一五號及び第四七四條)。

七二 發動機關及び操縱機關に關する規定(第二一條及び第二二條、前出二五參照)の違犯に付いては、前出七二第二表に依つて車輛所有者が處罰されることを原則とする。

七三 自動車輻の制動機關に關する規定(第一七條、前出

二五參照)の違犯は、駕駛車輛の制動機に關する場合と同一の罰則に依つて處罰される(前出六九參照)。點燈に關する各規定の違罰も、各種車輛の點燈に關する場合と同様に處罰される(前出五九參照)。

七四 音響信號に關する規定(第二五條、前出二八參照)に對する違犯に付いては、前出七一第一表に依つて、運轉者が處罰される。車輛検査に關する規定(第二六條、前出二六參照)に違背し、單獨車輛に付いては所有者、型式に依つて製造された車輛に付いては製造者が車輛検査を受けるために自動車輛を呈出しなかつた場合には、前出七一第二表の罰則に依つて處罰される。

七五 自動車輛の表示板に關する規定(第二七條、前出二九參照)に違犯した場合は、所有者に關する表示板に付いては、前出六〇の罰則を適用せられ、その他の事項に關する表示板に付いては、所有者に一フラン乃至五フランの罰金、累犯の場合は三日以下の拘留を併科する(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)。車輛届書に關する規定(第二八條、

前出三〇參照)に違犯した場合も同様である。

七六 運轉免許證(第二八條、前出三一參照)及び自動車の通行(第三〇條、前出七一參照)に關する規定の違犯は、前出七一第一表の罰則に依つて處罰される。刑事責任者は運轉者である。

自動車に關する規定(第三一條、前出三三參照)の違犯に對する罰則は、一般車輛の場合と同一である(前出六四參照)。

七七 自動車牽引車及び被牽引車に關する規定(第三二條、前出三四參照)の中、(甲)被牽引車一輛の場合及び數輛の場合に關する共通規定に違犯したときは、準用された各本條の罰則に依つて處罰される。但し應急的連結法に關する違犯は、前出七一第一表に依つて運轉者が處罰される。(乙)被牽引車一輛の場合に關する特別規定に違反し、速度の制限より超過したときは、各種車輛の速度に關する違犯の場合と同一の罰則(前出六四參照)を適用する。(丙)被牽引車數輛の場合に關する特別規定に違犯し、許可を得ずして路

面列車を通行せしめた場合は、一フラン乃至五フランの罰金に處し、累犯の場合は三日以下の拘留を併科する(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)知事の許可に附せられた條件に違反した場合は、一九二二年令の規定そのものに對する違反と同様に處罰される。従つて例へば、速度に關する條件に違背したときは、第八條に對する罰則(前出六四參照)を適用され、運轉者の入數に關する條件に違背したときは前出七一第一表の罰則を適用されることになる。

七八 自動車競争に關する規定(第三三條、前出三五參照)に違反し、許可を受けずして競争を行つた場合には、發起人は一フラン乃至五フランの罰金、累犯の場合は三日以下の拘留を併科され(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)、競争者は例へば自動車の速度に關する第三一條の不遵守の如き一九二二年令の違反に付いて責任を追及される。競争許可書に記載された條件に違反した場合は、一九二二年令の規定そのものに對する違反と同一に取扱はれ、従つて車輛の操縦に關する條件違反は前出七一第一表、速度に關する

條件違反は前出六四の場合と同斷に處罰される。

第四項 一般運送車輛

七九 一般運送事業の事業者が届出義務を怠り、又は不正確又は不完全な届出をなしたるときは(第三四條、前出三八參照)、事業者は一フラン乃至五フランの罰金、累犯は三日以下の抑留を併科される(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)。

八〇 點燈に關する規定(第三七條、前出三七參照)に對する違反は、左の表に依つて運轉者が罰せられる。

(一) 國、縣、道又は大交通市町村道を行つる運輸車輛 一六フラン乃至二〇〇フランの罰金、累犯は六日乃至一〇日の拘留を併科(一八五一年法第六條)。

(二) その他の場合 六フラン乃至一〇フランの罰金、情狀に因り三日以下の拘留を併科することを得、累犯は五日以下の拘留を併科す(刑法第四七五條第四號、第四七六條、第四七八條)。

八一 車輛検査(第三八條、前出三八參照)及び通行及び駐車(第三九條、前出三八參照)に關する規定に違反し

た場合は、前出八〇の區分に依つて事業者が處分される。

八二 車輛の各種表示及び賃金に關する規定(第四〇條、前出四一參照)に違背し、外部並に内部の各種表示を缺きたる場合は、事業者に六フランの罰金、及び情狀に因つては三日以下の拘留を併科し、累犯の場合は五日以下の拘留を併科する(刑法第四七五條第四號、第四七六條、第四七八條)。

運轉者が定員を超過して旅客を乗車せしめた場合は前出八〇の表に依つて運轉者を處罰する。

運轉者及び車掌の義務に關する第四一條の規定(前出四〇參照)に違反した場合は、第一項及び第二項の違犯に付いては運轉者、第三項の違犯に付いては最後に車輛を立去つた運轉者又は車掌、第四項の違犯に付いては車掌及び運轉者の双方が前出八〇の表の區分に從つて處罰せられる。

八三 驛の設置及び職制に關する規定(第四三條及び第四四條、前出三九參照)並に申告簿に關する規定(第三五條、前出四二參照)の違犯に付いては、事業者が國道、縣道又は大交通市町村道の路線に設置した驛の届出を怠つた場合は一六

フラン乃至二〇〇フランの罰金、累犯の場合は六日乃至一〇日の拘留を併科し(一八五一年法第六條)、その他の場合は六フラン乃至一〇フランの罰金に處し、情狀に因つては三日以下の拘留を併科し、累犯は五日以下の拘留を併科する(刑法第四七五條第四號、第四七六條、第四七八條)。

第四項 自轉車に關する罰則

八四 自轉車の中、發動機附自轉車に關する規定(第四八條、前出四四參照)に違反した場合は、自動車輛に關すると同一の罰則に依つて處罰される。發動機を有せざる普通自轉車に關する規定(第四九條乃至第五四條、前出四五乃至四八參照)に違背した場合は、違犯者を一フラン乃至五フランの罰金に處し、累犯の場合には三日以下の拘留を併科する(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)。(註)

註 普通自轉車の性質に付いては異論がある。破毀院その他の裁判所の古い判決に依ると、自轉車 bicyclette は車輛 voiture に非らずとしてゐる(一八九二年九月三〇日シャトー・テイエリー輕罪裁判所、一八九四年六月一日破毀院刑事部、一

八九五年一月二七日デイヂョン控訴院、一九〇〇年五月七日バリ控訴院。斯くて、破毀院の判例では、車輛の行違及び追越に關する一八五二年八月一日令第九條及び刑法第四七一條第三號の規定は、自轉車に對しては適用なし、といふこと

になつてゐる(前掲一八九四年六月一日破毀院刑事部)。然しその後、に於ける下級裁判所の判決は、自轉車と雖も技術的に見れば車輛の一種たることは失はず、従つて自轉車に依る違犯は自轉車以外の人の運送の用に供する車輛が犯した場合と同一の罰則に依つて、これを處罰すべきであるとしてゐる(一八九六年二月一四日ヴェルサイユ民事裁判所、一八九八年一月二六日デイヂョン輕罪裁判所、一九一一年一月二三日ツールーズ控訴院、一九一三年一月二七日カーン控訴院等)。

第五項 歩行者

八五 一九二二年令第五五條(前出四九參照)の規定に違背し、(1)各種車輛の運轉者がその接近を歩行者に合圖しなかつた場合には、車輛の運轉者が第七條第三項の規定に違犯した場合と同一の罰則(前出五九參照)を適用し、(2)歩行者が避讓しなかつた場合には、一フラン乃至五フランの罰

金、累犯の場合は三日以下の拘留を併科する(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)。

第六項 動物

八六 乘獸、挽獸、又は家畜の騎乘者又は引卒者が一九二二令第七條乃至第一〇條(前出五一及び五二參照)の規定に違犯した場合は、原則として六フラン以上一〇フラン以下の罰金に處し、情狀に因つては三日以下の拘留を併科し、累犯の場合は必ず五日以下の拘留する(刑法第四七五條第三號、第四號、第四七六條、第四七八條)。但し接近を他の者に合圖しなかつた場合(第七條)及び市街地外に於て成規の速度に違反した場合(第八條)は、一フラン乃至五フランの罰金に處し、累犯の場合は三日以下の拘留を併科する(刑法第四七一條第一五號、第四七四條)。

八七 特定の交通の用に供する道路に、動物を通行又は駐留せしめた場合(第一二條、前出五三參照)は一フラン乃至五フランの罰金、累犯に付ては三日以下の拘留を併科される(刑法第四七一條第四號、第四七四條)。

八八 獸群に關する規定(第五六條、前出五四參照)の違犯に付いては、引卒者を一フラン乃至五フランの罰金に處し又は三日以下の拘留を併科する(刑法第四七一條第一五號及び第四七四條)。

八九 動物の彷徨又は放置に關する第五七條の規定(前出五五參照)の違犯に付いては、原則として所有者が一フラン乃至五フランの罰金に處せられ、累犯の場合は三日以下の拘留を併科される(刑法第七一條第一五號、第四七四條)。

害獸又は猛獸を彷徨せしめたる者、犬が通行者を襲撃し又は追跡する場合にこれに加勢したる者、又はこれを抑止せざる者は、六フラン乃至一〇フランの罰金に處し、情狀に因つては三日以下の拘留を併科し、累犯は必ず五日以下の拘留を併科する(刑法第四七五條第七號、第四七六條、第四七八條)。害獸又は猛獸の彷徨に因り他人の所有に屬する家畜その他の動物を死傷に致したる者は、一フラン乃至一五フランの罰金に處し、情狀に因りては五日以下の拘留を併科し、累犯の場合は必ず五日以下の拘留を併科する

ことになつてゐる(刑法第四七九條第二號、第四八〇條、第四八二條)。

九〇 牧畜に關する第五八條の規定(前出五六參照)に違反し、牧者又は見張人が國道又は縣道の沿道に動物を放ち又は道路の草を食ませたときは、一六フランの罰金に處せられる。而して罰金の納付に付いてはその雇傭主、父、世帯主及び家畜所有者が民事上の責任を負ふことになつてゐる(一七五九年二月一六日參議院令、一八四二年三月二三日法、一九一八年二月四日、一九二二年八月二九日國務參事院)。

その他の違犯に付いては、一フラン乃至五フランの罰金累犯は一日以下の拘留を併科される(刑法第四七一條第一五號第四十四條)。

第七款 訴追及び處罰

九一 一九二二年令に關する犯罪は、調書を以つてこれを檢證し、現行の法令に依つて管轄權を有する裁判所に移送する(第五九條)。

第一項 檢 證

九二 一八五一年法に依つて、特に犯罪を檢證する責を有する者は、道路監督、道路吏員、主任土木工夫、憲兵、田園看守、間接稅務官吏、山林吏員、稅關官吏、度量衡官吏及び入市稅關吏員(一八五一年法第一五條第一號)、市町村長及び助役、警察官吏、道路技師、その他交通路の維持の監督のため知事の任命したる者(同法第一五條第二項)等である。

これ等の者は、調書を作成して犯罪を檢證する。

九三 各種車輛、挽獸、駄獸、乗獸その他の動物の挽夫、運轉者、騎乗者、引卒者等が、一九二二年令第九條(前出、一五參照)の規定に違背して、一般運送事業の用に供する車輛のために車道の二分の一以上を譲らなかつた場合に、運轉者がこの犯罪を告訴せんとするときは、最寄の地の警察官吏に對し、證據となるべき各種資料を添へてその旨を届出でなければならぬ。警察官吏は告訴の調書を作成し、直ちに檢事に移送することを要する(第四二條)。

九四 豫防警察の立場から(註)、「特別道路警察 Police spéciale de la route」なる制度が設けられてゐる(一九二八年一月六日令)。「特別道路警察」は豫防、教育及び保護を任務とする。即ち道路使用者を教育し、事故の場合にはこれを救助し、公共の安寧を脅かす道路規程の違反、殊に點燈、行違及び追越、道路の分岐點及び交叉點の通行、徐行等に關する違反を取締る。この事務は特に指定された憲兵がこれを行ふことになつてゐる(一九二八年一月六日令第一條)。

この種の憲兵は、軍用自動車運轉手の徽章を銀で刺繡した青色の腕章を附けてゐる(第二條)。

註 職務の處罰的方面のみに重きを置き、自動車運轉者が輕罪又は違警罪を犯す虞ある場合にこれを停めて戒告することに何等の努力を致さざるが如きは、憲兵としての任務を全ふするものに非らず。(一九二二年一月一日陸軍省通牒)

九五 違犯者がフランス領土内に住所を有することを證明し得ない場合は、金錢刑を言渡された際の徴收を擔保するため、保證の提供又は特定金額の豫納を命じることが

出来る。この種の保障を提供することを得ない場合又は拒否した場合は、犯罪の用に供したる物件を押収することが出来る(一九二六年二月二八日令第七條)。

九六 調書作成の権限を有する職員(註)が成規の切離式領收證帳を携へてゐる場合には、違犯者はこれに對して、罰金を即時に納付することが出来る。罰金を納付すれば起訴されない。但し犯人に罰金以外の刑を科し、人又は財産に對して生ぜしめた損害の賠償を言渡し、或は刑法第四七四條、第四七八條、第四八二條及び第四八三條に定められた條件に依つて累犯に關する刑を科すべき場合はこの限りではない(一九二六年二月二八日令第七條)。この場合には調書を作成して管轄裁判所に移送しなければならない。

註 現在、罰金即納の手續をなし得る者は、特別道路警察職員即ち陸軍自動車運轉手徽章の附いた青色腕章を帯びた憲兵に限られてゐる。

九七 調書の作成に付いては、一八五一年法は何等必要的形式を定めてゐない。然し犯罪事實は明瞭に且つ成るべ

く詳細に記載することが肝要である。犯罪の日時並に犯人の氏名及び居住地を正確に表示し、また自己の證明及び證人の證言を記載しなければならぬ。最後に調書に日附を記入し署名をなし、印紙を貼附し、登録(註一)手續を経たる後、輕罪裁判所の管轄に屬する犯罪に付いては輕罪裁判所檢事に、違警罪裁判所の管轄に屬する犯罪に付いては檢事の職權を擔任する職員(註二)に直接差出すことを要する(一九〇三年五月二日令)。證書に記載された事項は、反證のない限り、これを信憑することが出来る(一八五一年年令第一五條)。

註一 一九五一年法はその第二五條第一項の職員(前出**九三**參照)が作成した調書に付いては、調書作成の日より三日以内に治安判事又は市町村長の確認を経べきことを要求してゐたが(第一八條)、現在は道路に關する調書は如何なる場合にも確認手續を要しないことになつてゐる(一九三六年二月二八日緊急勅令)。然し調書作成の日より三日以内に登録しなければ無効となる(一八五一年法第一九條)。この場合の登録に付いては登録税を納付することを要しない。斯くの如く登録を

要する證書にして而も或る條件（この場合には有罪の判決）の成就に到るまで登録税を徴收せられないものを *holden ticket*（未納證書）と稱せられる。

註二 違警罪裁判所に於て検事の職權を行使する者は、當該道路部局の主任者又はその指定したる職員、部局存せざるときは刑事訴訟法第一一四條に掲ぐる者（警察官、治安判事補、市町村長、助役又は市町村會議員）の中から指定される。

第二項 起訴及び判決

九八 公道及び一般通行の用に供する私道の交通警察又は成規の編入手續を経た公道の保全警察に關する法令に對する一切の犯罪の審判は、一九二六年二月二十八日の緊急勅令以來、通常裁判所の管轄に屬することとなつた。（註一）但し行政上の先決問題は、従前通り豫め行政裁判所の判定を要する（第一條）。

違警罪即ち一五フラン以下の罰金又は五日以下の拘留に處すべき犯罪は、犯罪地を管轄する違警罪裁判所の權限に屬し輕罪即ちこれ以上の刑に該當する犯罪は、輕罪裁判所の管轄に屬する（刑事訴訟法第一三八條、第一七九條）。（註二）

註一 所謂「大交通路 *grande voirie*」に關する違警罪は、從來原則として縣參事會の權限に屬してゐた（大交通路の取締に關する一八四二年三月二三日法、大道及び市町村道の並木に關する革命曆第一三年風月九日法、大交通路違警罪に關する革命曆第一〇年花月二九日法、道路運輸及び運送事業に關する一八五一年五月三〇日法）。元來、犯罪處罰に關する事項が行政裁判機關たる縣參事會の管轄に屬することは、司法裁判所に對する革命政府の不信を表明した沿革的事情に基くものであるから、これが公道の通行保全警察に關する權限の統一を目的とする一九二六年二月二十八日令に依つて、輕罪裁判所に移管されたことは、理論的にも妥當な改革といはねばならぬ。

註二 本稿に無關係の點ではあるが、特に公道保全警察に對する犯罪は、適用すべき刑が一五フランの罰金又は五日の拘留の最高額を超え、本來ならば輕罪裁判所の管轄に屬すべき場合と雖も、違警裁判所がこれを審判することとされてゐる（一九二六年令第三條乃至第五條）。

九九 違警罪裁判所の判決に對しては、拘留を言渡した場合は罰金、原狀回復その他の民事賠償が五フランの額

(訴訟費用を除く)を超越る場合に限り、輕罪裁判所に控訴することが出来る(刑事訴訟法第一七二條)。その他の場合に於ては、破毀の上訴のみが許される。控訴に對する輕罪裁判所の判決に付いても、これと同様である(第一七七條、第三七三條、一九〇〇年六月二三日破毀院刑事部)。

控訴及び破毀の上訴は確定停止の効力を有する(第一七三條、第三七三條)。

公訴權の消滅時効は、輕罪に在りては三年、違警罪に在りては一年となつてゐる(第六四〇條)。

参 考 文 献

- G. Margueron : Le Droit Routier, 1930
 J. Amblard : Le Code de la Route, 1929

九・八・八——完

研 究

山梨縣の珍鳥奇獸

山梨縣景勝開發囑託中村幸雄氏の

研究發表した所に依ると

- 一、ウサキコウモリ 富士山を始め八嶽金峯山等に棲息
- 一、ゴテングカウモリ 河口村で捕獲
- 一、エビナカモウモリ、チチブカウモリ 縣下山林に棲息
- 一、イスカ 九年七月二十三日八ヶ嶽山麓で發見す縣下に棲息
- 一、ヲナガ 昇仙峽千田部落の林中にて發見
- 一、キバシリ 富士吉田神社境内登山道精進口登山道で目撃
- 一、ブツボウソウ 谷村町西方桂川附近の上空で目撃
- 一、クマ 御嶽昇仙峽隣接地方成竹日向等の地方に出現
- 一、カワウン 奥御嶽荒川上流貯水池附近にて發見
- 一、大鮎の白骨 御坂山塊黒嶽附近で發見す鶯の持來りしものか
- 一、リス 富士山精進口登山道及船洞下山道附近で繁殖す
- 一、ノガン 釜無川淺原橋上流の礫で捕獲
- 一、モモンガ 御坂嶺道路大石峠でモモンガの死體發見